

がけ地近接等危険住宅移転事業 補助金制度について

この補助制度は土砂災害等により生命に危険を及ぼすおそれのある区域から、移転する場合に際して補助を行うものです。

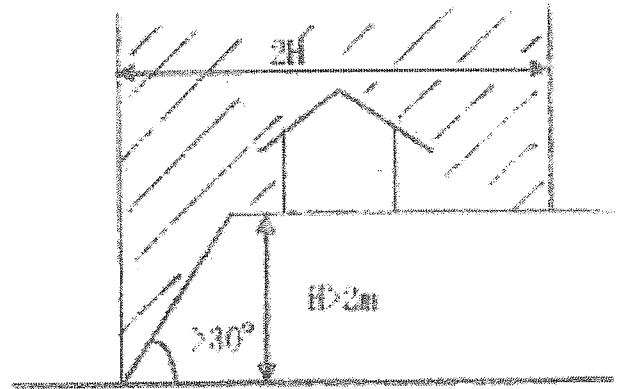
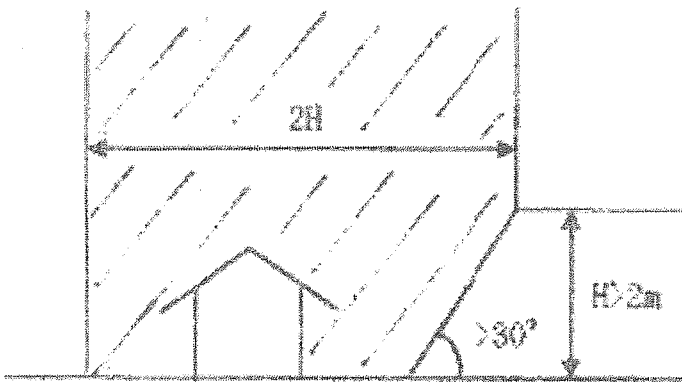
○補助対象となる区域

1. 「**がけ地区域**」: 建築物が高さ 2 m を超えるがけ（がけの角度が 30° を超える土地）に近接する区域。

下図斜線（がけの高さの 2 倍の範囲内にある）区域。

（がけ下の場合）

（がけ上の場合）



※上記区域において昭和 47 年 12 月以前に建築した住宅が対象。

※がけ地区域であることを判断するうえで、建築士または測量士等が実測し作成した配置図及びがけ断面図を要する。

2. 「**災害危険区域**」: 建築基準法に基づき 山形県が指定した災害危険区域

3. 「**土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)**」: 土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民の生命に著しい危害が生ずるおそれがあると 山形県が指定した区域。

以上、3 点のいずれかに該当する場合は対象となります。

※防護壁が設置されているなど 対策が講じられている場合は対象外になることもあります。

○助成の内容

- ・除却費

危険住宅の除却に要する経費

1戸あたり 上限額 975,000円

- ・建物助成費

危険住宅に変わる住宅の建設時の借入金利子に相当する額の補助

1戸あたり 上限額 4,210,000円

(内訳:建物 3,250,000円、土地 960,000円)

※町外へ移転する場合は1戸あたり 3,250千円(建物のみ)を上限とする。

※住宅や土地を購入した場合も対象となります。

※建物助成費のみの補助はできません。

○留意事項

- ・本制度は、国・県・町が一体となった補助制度です。
- ・事前手続きが必要なため、移転の計画段階 (移転前年度) からの調整が必要となります。
- ・令和6年度の移転に関して、本年度8月9日までに問合せください。以降の希望については、国や山形県の予算の関係上、令和6年度の補助対象とならない場合があります。
- ・ご不明な点は、下記担当まで問合せください。

問合せ先

真室川町役場建設課内 電話 62-2053

住宅水道係 内線 277